

# 環境省における「化学物質の環境リスクの低減」への取組み

環境省

# 環境省における化学物質の環境リスクの低減への取組み

## 暴露評価

- ・化学物質環境実態調査

## ハザード評価

- ・Japanチャレンジプログラム
- ・化学物質の内分泌かく乱作用

## リスク評価

## リスク管理

- ・化審法・農薬取締法
- ・大気、水質、土壌・地下水における有害物質対策
- ・VOC対策
- ・化管法(P R T R法)

### 個別物質対策

- ・アスベスト
- ・ダイオキシン類
- ・P C B

### 国際的対応

- ・P O P s
- ・有害金属

## リスクコミュニケーション

# 化学物質環境実態調査

化審法

化管法

環境リスク  
初期評価

「内分泌かく乱  
作用に関する  
対応方針」

その他の  
化学物質  
対策

## 化学物質環境実態調査

初期環境  
調査

詳細環境  
調査

モニタ  
リング  
調査

暴露量  
調査

ヒト生体  
試料調査

暴露量  
推計支  
援事業

環境  
試料  
保存  
事業

より高感度な分析法の開発

# 化学物質の内分泌かく乱作用への対応

## これまでの取組

「環境ホルモン戦略計画SPEED'98」

平成10年度から平成16年度まではSPEED'98に沿って取組を実施

成果(例):4-ノニルフェノール、4-t-オクチルフェノール、ビスフェノールAについて  
メダカに対し内分泌かく乱作用を有することを確認

SPEED'98を改訂し 平成17年3月 ExTEND 2005 公表

## 現在の取組

化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応について-ExTEND 2005-

総合的な化学物質対策の中で、内分泌かく乱作用について必要な取組を推進

【基本的な7つの柱】

1. 野生生物の観察
2. 環境中濃度の実態把握及び暴露の測定
3. 基盤的研究の推進
4. 影響評価
5. リスク評価
6. リスク管理
7. 情報提供とリスクコミュニケーション等の推進

## 今後の対応

向こう5年間はExTEND2005の下で取組を進め2010年に見直し

# 化学物質の環境リスク評価の推進

## これまでの取組

平成9年度より環境リスク初期評価に着手し、これまで4次にわたり評価結果をとりまとめて公表

これまでに93物質について環境リスク初期評価を実施

- ・第1次とりまとめ(平成14年):39物質
- ・第2次とりまとめ(平成15年):13物質
- ・第3次とりまとめ(平成16年):21物質
- ・第4次とりまとめ(平成17年):20物質

## 今後の対応

- ◆引き続き、毎年20種類程度の物質につき環境リスク初期評価を着実に実施
- ◆小児等の脆弱性を考慮したリスク評価手法の検討
- ◆関係部局との連携・分担の下に、詳細な環境リスク評価の実施について検討

# 化学物質に係る審査・規制

## 従前の制度

化学物質審査規制法（1973年制定）に基づく対応

- 新規化学物質の事前審査制度
- 難分解・高蓄積・人への長期毒性を有する物質の製造等の規制

既存化学物質（約2万物質）について、国による安全性点検を実施  
（実績） 分解性・蓄積性：1455物質、毒性：275物質、生態毒性：438物質

## 第2次基本計画以降の取組

### 化学物質審査規制法改正（2004年4月施行）

人の健康被害防止に加え、動植物への影響の観点も含めた審査・規制制度を導入  
官民連携による既存化学物質の有害性評価の計画的推進（改正法の附帯決議）

## 今後の対応

### 改正法に基づく化学物質管理対策の着実な推進

年間300～400の新規化学物質の審査

### 官民連携既存化学物質安全性情報発信プログラム（Japanチャレンジプログラム）の推進

- 2005年6月 プログラム開始
- 2008年度まで： 年間の製造・輸入量1000トン以上の物質（約700物質）を対象
- 2008年度以降： 中間評価を実施の上決定

### 次期法改正（2009年以降）に向けた検討

# 農薬の環境リスク対策

## これまでの取組

- 水産動植物に係る被害防止に関する登録保留基準の改定

生態系保全を視野に入れた取組を強化するため、水産動植物に対する被害防止に係る登録保留基準を改正(平成17年4月施行)。

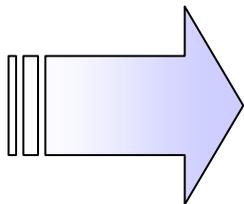
- 土壌残留及び水質汚濁に係る登録保留基準の改正

環境中における残留性及び生物濃縮性の観点からより適切なリスク管理を行っていくため土壌残留及び水質汚濁に関する登録保留基準を改正(平成18年8月施行予定)。

- 農薬使用基準の制定

農薬使用により人畜や水産動植物等に被害が生じないように、農薬を使用する者が遵守すべき基準を平成15年3月に制定。

等



## 今後の課題

- 新たな登録保留基準に基づく農薬のリスク評価・管理の着実な推進

水産動植物及び水質汚濁に係る農薬毎の登録保留基準値の設定等

- 農薬環境リスク低減に向けた新たなリスク評価・管理手法の検討

陸域生態影響、水産動植物に対する慢性影響評価等

等

# 有害大気汚染物質対策

## これまでの取組

「有害大気汚染物質の自主管理の促進のための指針」の改正

第1期自主管理計画に引き続き、平成13年度から平成15年度まで

1. 事業者団体による第2期自主管理計画
2. ベンゼンについては、地域単位の自主管理計画に基づき排出削減

成果: 目標を上回る排出量の削減(対象12物質の総排出量を57%削減)  
対象物質の大気環境濃度の改善に一定の効果

平成17年6月 第2期自主管理計画について、  
有害大気汚染物質排出抑制専門委員会にて評価

## 今後の対応

これまでの業界単位等で削減取組を実施するのではなく、  
自主管理計画を通じて確立された枠組み等を活用し、

- (1) 個々の事業者における自主的な排出抑制の推進
- (2) 地域の実状に応じた地域主体の取組の実施
- (3) 国においては、
  - ・PRTRデータ/モニタリング結果による検証・評価
  - ・必要に応じ、追加的措置等の検討

# 水質環境基準の最近の動向(化学物質対策関連)

## 要監視項目(健康項目関係)について

平成5年1月の中央公害対策審議会答申(水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について)



答申を受け、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質」として、平成5年3月に設定



中央環境審議会(平成16年2月)の答申「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて(第1次答申)」において、5項目を新たに要監視項目とし(全27項目)、既定の2項目の指針値を見直し。

新たな要監視項目(5項目)及び指針値を見直した項目(2項目)

|           |               |            |             |
|-----------|---------------|------------|-------------|
| 塩化ビニルモノマー | 0.002 mg/l以下  | p-ジクロロベンゼン | 0.2 mg/l以下  |
| エチルクロロトリ  | 0.0004 mg/l以下 | アチモン       | 0.02 mg/l以下 |
| 1,4-ジオキサ  | 0.05 mg/l以下   |            |             |
| 全マンガ      | 0.2 mg/l以下    |            |             |
| ウ         | 0.002 mg/l以下  |            |             |

### (参考)要調査項目

個別物質ごとの「水環境リスク」は比較的大きくない、又は不明であるが、環境中での検出状況や複合影響等の観点からみて、「水環境リスク」に関する知見の集積が必要な物質として300物質群を「要調査項目」として選定。(平成10年6月)

## 水生生物保全に係る水質環境基準について

水生生物保全の観点から、環境基準生活環境項目を設定  
(平成15年9月中環審答申 平成15年11月告示)

環境基準 : 全亜鉛  
要監視項目 : クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド



答申を受け水生生物保全小委員会で引き続き審議

水生生物の保全に係る環境基準に関する施策の重要事項について

(平成16年8月 水環境部会決定)

- ・類型あてはめの基本的考え方及び留意事項
- ・水生生物保全のための環境管理施策の在り方
- ・環境基準に関連する継続的な調査研究の推進



現在  
専門委員会で検討

### 類型指定

中央環境審議会水環境部会  
水生生物保全環境基準類型  
指定専門委員会

### 排水規制等

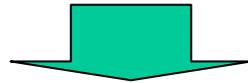
中央環境審議会水環境部会  
水生生物保全排水規制等専  
門委員会

# 土壌・地下水環境の保全

## <これまでの取組>

- ・土壌汚染対策法の制定(平成14年5月)などにより、制度的枠組みを構築し、負の遺産処理を推進
- ・土壌汚染状況調査・対策の技術的基準・マニュアルを整備するとともに技術評価等により、新技術の開発を促進

## <今後の取組>



- ・健康リスク対策の充実とともに、油汚染対策等の新たな視点から土壌・地下水環境保全の施策を展開
- ・環境媒体間の物質移動状況の把握を含めて環境モニタリングを推進し、その情報を施策の評価・見直しに反映
- ・PCB、ダイオキシン及びPOPs農薬による汚染土壌の対策を推進
- ・食の安全の達成に資する農用地土壌汚染対策等を推進
- ・優良な新技術の開発・普及を推進するなど、土壌環境事業を支援

# 化管法に基づくPRTR制度の運用への対応

## これまでの取組

平成11年 化学物質排出把握管理促進法(化管法)を制定。PRTR制度の導入

354種の化学物質について、事業者が排出量・移動量を届出  
国はその集計結果と届出外排出量の推計結果を公表  
個別事業所のデータについては、一般市民から国に開示請求があれば速やかに開示

平成13年度以降、これまで3カ年分の集計・推計結果を公表  
PRTRデータの利用の促進のため、「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」を作成・公表

## 今後の課題

届出対象事業者へのPRTR制度の普及啓発等により、届出及び化学物質の適正管理を徹底し、円滑な制度施行を進める

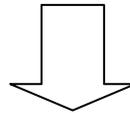
排出量算出方法マニュアルの整備や届出外排出量の推計手法の改良により、PRTRデータの精度を向上

PRTRデータの環境リスク評価、環境リスク管理及びリスクコミュニケーションへの活用を促進

平成19年度以降の化管法見直しに向け、現行制度の効果を検証

# 揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制

浮遊粒子状物質(SPM)及び光化学オキシダントによる大気汚染はいまだ深刻であり、揮発性有機化合物(VOC)は原因物質のひとつ



対策として、平成16年に大気汚染防止法を改正し、法による規制と、事業者による自主的取組の組み合わせ(ベストミックス)による排出抑制制度を創設

平成22年度までにVOC排出量を3割削減することを目標とする

平成17年度末までに自主的取組の促進方策について取りまとめを行う予定

## 今後の課題

低価格で小型のVOC処理装置や簡易測定法の調査検討

ユーザー企業及び一般消費者への低VOC製品の普及啓発

目標達成状況の評価方法、より正確な排出量インベントリの検討

# 石綿(アスベスト)対策

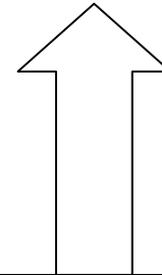
## 過去の対応

旧環境庁では、早くから石綿の危険性を認識、大気モニタリング等を実施。

昭和50年代の時点では、大気環境データから、一般国民への健康影響は少ないと評価。

平成元年、大気汚染防止法による規制制度導入

平成3年、廃石綿等を特別管理産業廃棄物に指定



予防的アプローチが浸透していなかった  
エンド・オブ・パイプ対策を越えた総合的な視  
点が欠けていた

## 今後の取組

大気汚染防止法の規制対象となる解体作業等の範囲の見直しについて検討

アスベスト製品製造事業場周辺地域等における大気中アスベスト濃度の実測調査

労災補償の範囲外の労働者、家族、周辺住民の被害救済のための法的措置

# ダイオキシン類対策

## これまでの取組

ダイオキシン類対策特別措置法  
削減計画

法に基づく排出規制等の対策

平成15年の推計排出量は、平成9年比で95%削減

平成17年6月 削減計画を変更

## 今後の対応

分解しにくく、環境中に蓄積されることから長期的にリスクを管理

### 【削減計画(変更後)】

1. 平成22年に平成15年比で約15%削減
2. 事業者による措置(排出基準の遵守等)
3. 国及び地方公共団体による施策(廃棄物の減量化等)
4. BAT / BEPの利用による排出削減の推進
5. 迅速かつ低廉な測定方法の導入

# PCB廃棄物の処理の推進

平成13年にPCB特措法を制定し、日本環境安全事業株式会社を中心に平成28年までにPCB廃棄物の処理を推進

## 高濃度のPCBを含む高圧トランス等

- ・日本環境安全事業(株)が全国5所(北九州、豊田、東京、大阪、室蘭)に処理施設を整備し、昨年12月からは北九州で、本年8月からは豊田で処理を開始
- ・今後も、高濃度のPCBを含むPCB廃棄物の着実な処理を推進

## 低濃度PCB汚染物

- ・PCBを使用していないトランス等に微量のPCBが混入しているものがあることが平成14年7月に判明
- ・平成15年11月に、低濃度PCB汚染物対策検討委員会を設置し、処理の基本的な方向を検討中

# POPs (残留性有機汚染物質) 対策

ストックホルム条約：平成13年5月採択、我が国は14年8月に締結、16年5月発効  
POPsの製造・使用の禁止、排出削減、適正処理

対象物質 (12物質)

農薬・殺虫剤

アルドリン、ディルドリン、ヘキサクロロベンゼン、  
エンドリン、クロルデン、ヘプタクロル、  
DDT、マイレックス、トキサフェン、

意図せず生成される副産物等

ダイオキシン、ジベンゾフラン

PCB

工業化学品

平成17年6月 国内実施計画策定

今後の課題

国内実施計画の着実な実施と進行管理  
条約に追加される物質への対応  
環境監視などに関する国際協調・協力

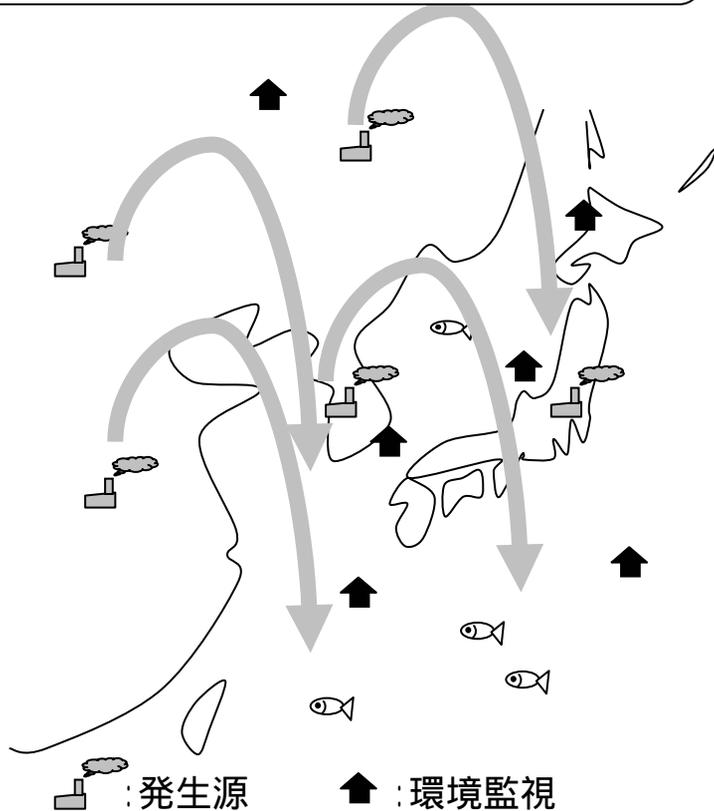
# 国際的観点からの有害金属対策

## 国連環境計画

平成15年 世界水銀アセスメント  
平成17年 カドミウム・鉛のアセスメント開始  
平成19年以降 国際的な対策検討

## 欧州連合RoHS指令

平成18年7月より、電気電子製品中の水銀、鉛、カドミウム等の使用禁止



## < 今後の環境省の取組 >

国内外における環境監視・排出量調査、モデル予測

製品等に含有される有害物質等、生産・消費・廃棄のフローの把握

我が国及びアジア太平洋地域の有害金属排出・汚染状況の把握及び将来予測

## 有害金属対策国際戦略策定 - 平成18年度 当面の方針 平成21年度 戦略策定

世界的な有害金属汚染に対する我が国及びアジア太平洋地域の寄与を明らかにする

アジア太平洋地域を中心とした国際的な対策をとりまとめる

- 国際協調による排出抑制、貿易における配慮 等  
我が国で必要とされる対策をとりまとめる
- 製品中の有害金属の使用抑制、環境への排出量抑制 等

# リスクコミュニケーションの推進

## 情報の整備

環境リスクなどの化学物質についての分かりやすい情報の作成、提供

- (15年度～)PRTRデータを読み解くための市民ガイドブックの作成
  - (15年度～)化学物質ファクトシートの作成
  - (16年度～)かんたん化学物質ガイドの作成
  - (16年度～)学習関連資料の作成
- 等

## 場の提供

市民、産業、行政等による、環境リスクなどの化学物質に関する情報の共有及び相互理解の促進

- (13年度～)市民・産業・行政等からなる「化学物質と環境円卓会議」の開設・運営

情報提供

## 対話の推進

身近な化学物質に関する疑問に対して対応する人材の育成やリスクコミュニケーションの手法の開発等

- (14年度～)化学物質アドバイザー育成・派遣事業
- (17年度～)簡易応答システムの開発・整備(E-ラーニングの導入等)
- (18年度～)地方環境事務所による地域セミナー等を活用したリスクコミュニケーション支援

情報提供

整備された情報の解説

客観的かつ中立的な知見の提供

参加

市民

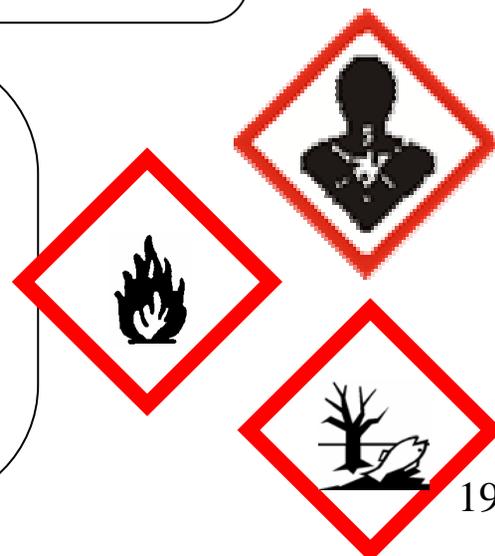
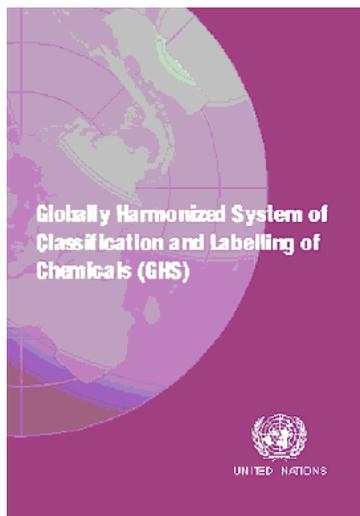
# GHS (化学品の分類および表示に関する世界調和システム)

化学物質の有害性による分類や表示は、国、タイプ(工業化学物質、農薬等)等により異なる

地球的規模で調和のとれた有害性の分類と互換性のある表示(化学品安全シート(MSDS)・理解の容易な記号)の必要性

2003年7月 国連により、GHS導入の勧告  
2008年までの実施を目標  
(APEC諸国においては、2006年を導入目標)

関係省庁協力して、  
MSDS対象物質等の分類作業  
国連勧告の翻訳作業  
等を実施。



## 第 2 次環境基本計画に基づく環境省の化学物質対策の推進状況及び今後の課題

| 第 2 次環境基本計画の記述  | これまでの取組状況  | 今後の課題  |
|---|--|--|
| <p><b>( 1 ) 基礎的データの整備及び人材の育成</b></p> <p>人の健康を損なうおそれまたは動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある化学物質、分解性が良く環境中での残留性が小さいと考えられるものも含め、生産量が大きく環境中に排出される可能性の高い化学物質などについて、人の健康や生態系に対する影響などの有害性に関するデータや排出量などの暴露に関するデータを整備します。また、これらの化学物質の環境中における存在実態の把握(環境モニタリング)及び挙動の解明、人や生態系に対する影響の実態の把握(疫学調査、生態学調査など)の充実を図ります。</p> <p>化学物質の分析、環境リスクの評価、管理などを行う科学者、技術者を養成します。</p> | <p>平成 16 年度までに、化学物質審査規制法(化審法)における既存化学物質については、分解性・蓄積性に関し 1,455 物質、人毒性に関し 275 物質、生態毒性に関し 438 物質について安全性点検を実施。</p> <p>平成 17 年 6 月、官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(Japan チャレンジプログラム)を開始。</p> <p>環境や生物の中における化審法の規制物質、ダイオキシン類等に係るモニタリングを実施。</p> | <p>安全性データの整備のため、Japan チャレンジプログラムの推進・発展が課題。</p> <p>暴露関連情報の収集が必要。</p>    |
| <p><b>( 2 ) 環境リスクの評価等の推進</b></p> <p>環境リスクの評価については、人の健康に関するリスク評価を一層充実するとともに、生態系に関する環境リスクの評価を充実します。</p> <p>産業界・事業者の協力の下に、環境リスクの評価に必要なデータなどを効率的に収集し、高生産量化学物質、P R T R 制度対象物質などの環境リスク評価を加速化し</p>   | <p>平成 14 年 1 月、初期リスク評価ガイドラインを策定、平成 17 年 9 月までに 93 物質を対象とした環境リスク初期評価を実施、結果を公表。</p> <p>化学物質の内分泌かく乱作用に関しては、平成 10 年より、試験法開発、有害性評価等を推進。平成 17 年 3 月、これまでの成果を踏まえ、野生生物の観察やリス</p>   | <p>リスク評価の着実な実施が課題。</p> <p>化学物質による生態系に対する影響の適切な評価と管理について更に検討を進める必要。</p> |

|  |   |   |
|--|---|---|
| <p>ます。</p> <p>内分泌かく乱作用を評価するための手法の開発や、内分泌かく乱作用があると疑われている化学物質の有害性の評価などを国際的な協力の下で推進します。</p> <p>環境リスクの評価や管理を促進するため、人の健康や生態系に対する影響を早期に発見する手法の開発を含め、化学物質対策に資する研究や技術開発の一層の推進を図ります。</p> <p>例えば、化学物質の構造から有害性などの性状を定量的に予測するQSAR（定量的構造活性相関）や化学物質の環境中における分布や人への暴露量を予測する暴露予測モデルなどを活用したリスク評価手法、化学物質を用いた製品のライフサイクル・アセスメント（LCA）などの研究開発を推進します。また、環境試料や食材を長期継続的に保管し、技術進歩や新たな環境問題の顕在化に対応して将来活用するスペシメン・バンキングの推進などを検討します。</p> | <p>コミュニケーションの推進、暴露の把握等を内容とする今後の対応方針をとりまとめた。</p> <p>化審法に基づく審査に資するため、QSAR構築に向けての検討を開始。</p> <p>スペシメン・バンキングについては、二枚貝、大気粉じん、母乳等の環境試料を継続的に収集している。</p>                           |   |
| <p><b>（３）多様な手法による環境リスクの管理の推進</b></p> <p>環境リスク評価の結果などについては、事業所周辺、地域段階、及び国段階における環境リスクの管理に適切に活用します。</p> <p>個々の問題に即し、化学物質対策に資する研究や技術開発の推進、PRT R制度やMSDSの活用、化学物質を製造、使用する事業者が自主的に化学物質のすべてのライフサイクルにわたって環境</p>  | <p>平成 15 年 7 月、化学物質審査規制法を改正し、化学物質の動植物への影響に着目した審査・規制制度、環境中への放出可能性を考慮した措置を導入。</p> <p>PRT R 制度に基づく排出量の集計結果を平成 13 年度分より 3 回にわたって公表。</p> <p>12 の有害大気汚染物質について、事業者団体が策定した全国単</p> | <p>既存法制度に基づく取組を着実に実施するとともに、化学物質の製造・輸入から廃棄に至るトータルな管理の観点から、規制と自主的取組を適切に組み合わせた施策を推進す</p> |

|   |  |                |
|---|--|----------------|
| <p>の保全などの確保を公約し対策を実行するレスポンシブルケアなどによる自主的な取組の促進や規制的手法の活用などの様々な手法を用いて、環境リスクを低減させるための措置を講じ、より効果的かつ効果的に環境リスクの管理を進めます。この際に、大気汚染防止対策や水質汚濁防止対策などとの連携を強化し、体系的な環境リスク管理の実施を目指します。</p> <p>化学物質の安全性などに関連した情報を正確かつわかりやすく公開することや技術開発などにより、より安全な化学物質への代替や、安全性の高い製造プロセスへの転換を促進します。</p> | <p>位の自主管理計画に基づき排出削減。このうちベンゼンについては、5地域を対象とした地域単位の自主管理も実施。</p> <p>平成16年に大気汚染防止法が改正され、浮遊粒子状物質（SPM）及び光化学オキシダントの原因物質のひとつである揮発性有機化合物（VOC）について、法規制と自主的な取組の組み合わせにより排出抑制を行うこととなった。</p> <p>農薬取締法を平成14年12月に改正し、農薬を使用する者が遵守すべき基準を平成15年3月に制定。生態系保全を視野に入れた取組を強化するため、平成15年3月に水産動植物に対する被害防止に係る登録保留基準を改正。また、平成17年8月には、環境中における残留性及び生物濃縮性の観点からより適切なリスク管理を行うため、土壌残留及び水質汚濁に係る登録保留基準を改正。</p> <p>水生生物の保全の観点から、平成15年11月に全亜鉛を環境基準生活環境項目として設定した。同時に、要監視項目として、クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒドの3物質を設定した。</p> <p>平成14年5月に土壌汚染対策法を制定し、土壌汚染対策の制度的枠組を構築。土壌汚染状況調査・対策の技術的基準・マニュアルの整備、技術評価等により、新技術の開発を促進。</p> | <p>ることが課題。</p> |
| <p><b>(4) リスクコミュニケーションの推進等と合意形成</b></p>   |  |                |

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>化学物質の有害性や暴露に関する情報を充実するとともに、データベースを整備し、その利用を促進することにより、化学物質関連情報を国民に提供します。</p> <p>また、化学物質のリスクコミュニケーションを推進するため、環境リスクに関して国民にわかりやすく説明できる人材や、話し合いを仲介できる人材の養成を進めつつ、P R T R制度に基づく排出量データなどの関連情報を国民に正確でわかりやすい形で公表するとともに、広報活動や環境教育・環境学習などを推進します。</p> <p>さらに、国民や事業者など様々な主体の意見を取り入れながら、環境リスクの低減に資する政策を決定するための手法を検討し、その展開を図ります。</p> | <p>化学物質のリスクコミュニケーションを効果的に行うため、P R T Rデータを解説したガイドブック・化学物質ファクトシート・かんたん化学物質ガイド等を作成・公表。</p> <p>化学物質のリスクコミュニケーションを円滑な推進を支援するための人材「化学物質アドバイザー」を育成・派遣。</p> <p>化学物質の環境リスクに関する情報の共有及び相互理解を促進する場として、平成13年12月、市民・産業・行政の代表からなる「化学物質と環境円卓会議」を設置し、これまで15回開催。</p> | <p>地域の範囲、化学物質の種類、影響の種類、対象者の属性などに応じ、多様な手法を活用したリスクコミュニケーションの推進が課題。</p>                      |
| <p><b>(5) ダイオキシン類、PCBなどに関する対策等</b></p> <p>平成12年度から実施されているミレニアム・プロジェクトなども活用しながら、ダイオキシン類の排出削減対策、PCB及びPCB汚染物の処理技術の開発、普及及び処理の実施、化学物質による汚染土壌・地下水処理技術開発などを推進します。</p>  | <p>ダイオキシン法に基づく取組が着実に推進されており、平成15年までに、排出量は平成9年と比べ95%削減を達成。</p> <p>PCB廃棄物の処理については、PCB特別措置法などに基づき、関係地方公共団体の協力を得つつ、日本環境安全事業株式会社による拠点的な処理施設を整備。</p>   | <p>ダイオキシン類については、利用可能な最良技術等を用いたさらなる排出削減、迅速かつ低廉な測定方法の導入が課題。</p> <p>また、法に基づく取組の着実な推進が課題。</p> |
| <p><b>(6) 国際協調・協力の推進</b></p> <p>地球規模での化学物質対策を図るため、いわゆるPOPs条約やロッテルダム条約に対応する国内措置の推進及びそのために必要な体制の整備を図ります。</p>  | <p>我が国はPOPs条約を平成14年8月、ロッテルダム条約を平成14年6月に締結。平成17年6月、POPs条約国内実施計画決定。</p>  | <p>国際的な動向に後追い的に対応するのではなく、我が国の化学物質対策の経験と専門的</p>  |

|   |   |                                |
|---|---|--------------------------------|
| <p>OECDやIFCS（化学物質の安全性に関する政府間フォーラム）の国際的枠組の中で必要とされる国内的対応や国際的な連携の強化を図るとともに、重要なプロジェクトを積極的にリードし、国際会議の開催などによりその進展を図ります。</p> <p>化学物質対策に関する先進国間での研究協力を推進します。</p> <p>わが国の研究機関について、アジア太平洋地域において標準機関（リファランス・ラボラトリー）としての機能を持たせるなど、アジア太平洋地域の化学物質に関する調査、研究の拠点となるようその充実を図ります。また、わが国において開発された簡易分析手法、排出抑制技術、環境リスク管理手法などについて、アジア太平洋地域などの開発途上国に対し、それぞれの実状に応じた形での技術移転などを図ります。</p> | <p>OECD等における国際協調による試験法の開発、既存化学物質の点検等に積極的に対応。</p> <p>日米、日英、日韓の共同研究を実施。</p> <p>我が国が中心となった東アジアPOPsモニタリング事業等を通じ、途上国における化学物質管理に貢献。</p> | <p>知見を活かし、指導的な役割を果たすことが課題。</p> |
|---|---|--------------------------------|